

移転価格調査をめぐる最新動向

ローカルフェアイルとの整合性が取れない場合には、裁判における納税者の主張全体についての信用性が一気に低下するリスクを負うことになる。これまで以上に、ローカルフェアイルの内容についての慎重な吟味が必要となる。

国税庁のスタンスの変更

前記のようなわが国の動きをみても、国税庁はこれまで以上に海外への所得移転への牽制力を入れていくことがうかがい知れる。今後、新興国における国外関連者が、これまでになく多くの情報を有することとなった現地当局から課税を受ける可能性が高まることを予想した納税者が、所得を新興国にシフトさせるのではないかとといった危惧が背景にあるのではないだろうか。実際に筆者は、これまで日本の当局が調査に消極的であった一部のアジアの新興国との取引についても、最近では調査対象とし、課税処分を行っているとの情報にも接している。

第3章

移転価格税制と密接な関係がある 国外関連者に対する 寄附金課税の現状と対応策

寄附金課税の現状

前章の「国税通則法改正に伴う一般法人税調査の変化」で若干触れたが、移転価格問題と切っても切れな問題として「国外関連者に対する寄附金課税」がある。最初から移転価格調査として始まるケースはともかく、最初に一般法人税調査として始まって、資料収集の結果、国外関連者との取引価格等に疑義があるとなつた場合、調査担当官は、案件を移転価格チームに引き継ぐという選択肢があるが、一方で、自分達で寄附金課税案件として仕上げるという選択肢もある。移転価格専門チームのマンパワーからいっても、それは予想されることである。図表5は、近年、新聞報道された寄附金課税の事例だが、内容をみるとどれも、移転価格の問題ではなかったのかと思

われる。

租税特別措置法66条の4第3項は、寄附金については損金の額に算入しないとしており、調査の焦点は、寄附金の定義（金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与）（（注）（（注））に該当するものがあるか否かになる。典型的には、子会社への（または、子会社からの）商品・製品や部品の供給取引で、（注）（（注））の価格設定が日本の親会社において粗利ベースまたは営業利益ベースで赤字となるような水準のものである場合や、（注）（（注））期中や期をまたいで設定価格を変更しているような場合に、調査担当官から、「これは、子会社の事業がうまくいっていないから、それを助けてあげるために、本来より安い（または、高い）価格で取引してあげているんですよね（または、価格変更してあげたんですよね）」と指摘されるケースである。調

査担当官から前記のように言われてしまうと、寄附金課税の怖さを知らない事業部等の方は、なんとなく「そのとおりかも」と思い、調査担当官の指摘に現場で同意されることが多いのではないだろうか。

ここでのポイントは、「子会社の事業がうまくいっていないから、それを助けてあげるために」という部分である。調査現場でそのような認識について同意を示すと、ほぼ必ず、調査担当官から、「では、ここに、先程ご説明していただいたことをメモとしてドラフトしましたので、お読みいただいて、おかしなところがあれば、署名・捺印してください」と言われる。そしてサインすると、「申述書（課税の有力な証拠書類）の完成である。」